

## 平成 31（2019）年度第 2 回 豊岡市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和元年 5 月 14 日（火）午後 1 時 28 分開会 午後 2 時 35 分閉会

2 場 所 豊岡市役所本庁 3 階 庁議室

3 出席者 委員 11 名、事務局 9 名

4 議 事 【協議事項】

(1) 平成 31 年度豊岡市国民健康保険事業の基本方針

ア 国民健康保険税率算定結果について

イ 答申（案）について

## 会議録（要点記録）

1 開 会	
2 辞令交付	
3 あいさつ	
4 議事録署名人の指名	
5 議事【協議事項】	
議長	<p>それでは、議事を進めます。</p> <p>協議事項「(1) 平成 31 年度国民健康保険事業運営の基本方針」の「ア 国民健康保険税率算定結果について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>ア 税率算定結果</p> <p>「平成 31 年度の医療費推計・一人当たりの税賦課額」</p> <p>「平成 31 年度国民健康保険税率等の算定について」</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いしま</p>
委員	<p>す。</p> <p>以前も教えていただいたと思いますが、資産割がなくなるのは何年でしょうか。</p>
事務局	<p>平成 36 年度です。令和で申しあげますと令和 6 年度です。</p>
委員	<p>資産割がゼロになった時に、他の税率が増えるということはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>全体の額は変わりませんので、それだけ減らしますと保険税総額に影響が出てしまいます。応益、応能で 5 割ずつということにしていますので、それぞれの方の負担能力に応じた応能割については所得割と資産割ということになっており、これが全体の 50% です。毎年資産割を全体から 1% ずつ下げて、その代わりに所得割を 1% ずつ上げてきます。昨年度は資産割が 6% でしたが、所得割は 44% で算定させていただきました。</p>
委員	<p>市民への負担は、この方向で行くのがいちばん負担が軽くなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>市民負担が軽くなるといいますか、資産のある方、ない方によってそれぞれ増減があると思います。考え方としては、固定資産がある方については基本的</p>

	<p>に現時点では負担能力があるとみていますが、これだけ高齢者が増えてきますと、必ずしもそうでないケースも出てきます。やはり、支払能力というのは一般的に考えて、所得がある方が中心となってくるとお考えいただければと思います。</p>
委員	<p>では、資産はあっても所得があまり無い方は負担が軽くなっていくのでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。所得割も全体としては上げさせていただきますが、所得が無ければ低い割合になりますし、資産割は減らしていきますので、その方については安くなります。ただし、他の方もまったく同じであれば、全体の保険税を上げていかなければなりません。</p> <p>昨年、平成 30 年度国民健康保険税について、市民の方にお配りした資料です。こちらをご覧ください。先ほどから申しあげています資産割の見直しというところですが、平成 27 年度から 36 年度までの所得割と資産割の比率を段階的に毎年 1 % ずつ変更させていただいて、最終的に応能割は所得割のみということにさせていただくこととなります。</p>
議長	<p>よろしいですか。その他ございませんか。</p>
委員	<p>0 歳とか 1 歳の子どもがいた場合、その子にまで国保税がかかっているという、税については均等割になると思うが、軽減策はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃっているのは、たとえばお勤めの方の健康保険と比較されていると思いますが、まず制度が違います。お勤めの場合は被保険者と呼ばれるのは勤めをされている方であり、その方に扶養されているということで、被扶養者の方は被保険者という扱いにはなりません。それに対して国民健康保険は、他の保険に加入していない方という括りになりますが、すべての方が被保険者ということになっていますので、子どもでも被保険者という扱いになっています。ただ、現実として負担能力があるかといえば確かにございません。したがって世帯主に課税をさせていただいております。軽減の件ですが、世帯全体をとおして軽減割合をどこまで適用するか判断させていただいております。</p> <p>一人当たりの所得を積み上げていきますが、一人当たり 27 万 5 千円が 5 割軽減の中心となってきますが、これが今年度は 28 万円になります。一人増えてくると軽減される判断が多くなっていくことになり、3 人おられたら 3 人分</p>

<p>議長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>議長</p> <p>委員</p> <p>議長</p>	<p>のところで判断して、5割であるとか7割であるとかの判断をさせていただいております。そのあたりで負担の調整をさせていただいています。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、たとえば0歳とか1歳とか2歳の子どもにも国民健康保険税を払う能力はないけれど、世帯主に払ってもらわなければ仕方がないということになるのでしょうか。</p> <p>払っていただく納税義務者は世帯主です。均等割の算定対象に奥さん・子どもさんを含めます。それだけいただかないとやっていけないのが現状ですのでご理解いただきたいと思います。</p> <p>わかりました。</p> <p>よろしいですか。そのほかございませんか。よろしいでしょうか。それではその他ご質問がないようですので、ご意見はございませんか。</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、平成31年度国保税率算定につきましては、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。</p> <p>今のは算定についてですか。答申案は？</p> <p>答申案はまだです。</p> <p>では、税率算定を承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>～ 全員挙手 ～</p> <p>全会一致で賛成ということでご了解をお願いします。</p> <p>それでは次にイの答申案について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>イ 答申（案）について</p>
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>事務局の説明は終わりました。委員のみなさん、答申案についてのご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>答申案の2ページ、軽減判定所得の記述のなかで、判定所得を27万5千円から28万円に、50万円を51万円に改正すると書いてあり、最後に国保税軽</p>

事務局	<p>減世帯を拡大するとあるが、先ほどの説明のなかで所得が増加しているとありました。その所得が増加していることと、この額が上がることで実際には軽減判定世帯は増えるのか。</p> <p>たしかに所得が上がりましたら、所得の少ない方が上がっていくと軽減対象の判定の部分が上がっても低かった方も軽減対象外となっていきます。ただ、下の所得の方が必ずしも上がるということになっていませんので、所得がない世帯はあいかわらず低いままという世帯が多いこともあり、参考に先ほど申しあげた全被保険者が 549 人昨年から減ったのに比べて、軽減対象世帯は 274 世帯減っています。</p>
議長	<p>資料で説明してください。</p>
事務局	<p>さきほど説明しました 2 ページのところです。資料をご覧ください。軽減対象被保険者数と書いてあります。医療・支援金分で申しあげますと全被保険者が 19,139 人おられ、そのうち軽減対象は 11,465 人ということで、約 6 割が対象となっています。それに対して、全被保険者数は昨年から減った人数が 549 人、軽減対象が 274 世帯減っています。割合からいくとほぼ 5 割で、全体では 6 割ですが、減った分は 5 割ということからみていただきますと、実際には所得が増えて軽減判定対象にならなかった方はあまりいないのではないかと思います。ただこの 1 点からすべてが申しあげられることではありませんが、感覚としてはそのようにとらえています。</p>
委員	<p>割合をみたらよいですか。</p>
事務局	<p>割合が 0.3% 増加していますので、軽減判定世帯が増加しているという考え方で良いと思います。</p>
委員	<p>わかりました。もう 1 点は冒頭の説明のなかで、元号の使い方について税率は平成を使うという説明がありましたが、例えば納付書はどうなのか、また補正予算が今度出ていると思いますが、おそらく予算書は令和になると思いますが、そのあたりの統一について教えてください。あわせて他の税についても説明いただけると有り難い。</p>
議長	<p>この答申案とは別の質問ということでよろしいか。</p>

委員	はい。しかし、タイトルが平成 31 年度となっていますので。
事務局	昨年から元号の改正について検討してきました。税については電算業務で処理していますので、委託先との関係があります。結論から申しますと、予算は令和を使わせていただきますが、納税通知書等は平成を使用し、平成 31 年度のままです。すでに送付した税目もあり、固定資産税は平成 31 年度を使用しておりますし、これから国保税も送付しますが、年度については平成 31 年度ということで処理をさせていただきます。
委員	1 年間ですか。
事務局	はい。1 年間です。予算はおっしゃるとおり令和に直します。
議長	来年からは令和になるということですね。
事務局	そうです。
議長	そのほかございませんか。
委員	前回の運営協議会で態度を保留していましたが、そのことについて発言をしたいのですが。
議長	この答申案に関してでしょうか。
委員	答申案というか。
議長	その他ですか。答申案に関する質問であればお受けします。
委員	この答申案については、当局が示されたものであり、前回の運営協議会では態度を保留しますと言いましたが、さきほど反対の意見を述べるのを忘れたのですが、示されている答申案に基づく今回の国保税の値上げということについては、市民の暮らしはたいへん厳しい状況が続いていますので、値上げをしなくてもいいようにぜひ、市民の暮らしを応援していくように考えていただきたい。

<p>議長</p> <p>委員</p> <p>議長</p>	<p>ただいまの発言は委員の意見としてお受けします。さきほど基本方針は挙手をして承認していただいておりますので、答申についてはご理解いただいているものとします。意見はいただきましたが、修正ということはなしでよろしいですか。</p> <p>では、修正はないようですので、この答申案に基づいて市長に答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。この答申案で決定することといたしました。答申案の案を削除願います。続いてその他について何かございますか。なければ事務局の方から願います。</p>
<p><b>6 その他</b></p>	
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>第2期データヘルス計画における保健事業の実施について</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。委員の皆様から何かご質問等はございませんか。よろしいですか。その他委員の皆様、事務局から何かございませんか。ないですか。</p> <p>それでは、特にないようですので、これで本日のすべての議事は終了しました。長時間にわたり、慎重にご審議いただきありがとうございます。本日決定いただきました内容は豊岡市長に答申をさせていただきます。これをもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
<p><b>7 閉会</b></p>	